

根抵当権 宅建 H15-06-1 <<#571>>

【問】 正誤をつけよ。

普通抵当権でも、根抵当権でも、設定契約を締結するためには、被担保債権を特定することが必要である。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 根抵当権【宅建 たまに訊かれる】

1 抵当権は、設定行為で定めるところにより、**一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。**(根抵当権)

2 **根抵当権の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるもの**その他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。(民法 398 条の 2 第 1 項、第 2 項)

⇒ ex. 銀行取引、金銭貸借取引、売買取引